農林漁業者等による農林漁業の六次産業化の促進に関する法律案要綱

#### 第一 目的

この 法律 は、 農山漁村にお ける六次産業化 の推進 の重要性 に か んが み、 農 Щ [漁村の 重要な産業である農

林 漁業 の六次産 業化を促進するため、 農林漁業者等による農林漁業及び関連 事 業  $\mathcal{O}$ 総合化を支援 する た

の措置を講ずることにより、 農林漁業経営の改善を図り、 もって農林漁業の持続的 かつ健全な発展及び農

山漁村の活性化に寄与することを目的とすること。

(第一条関係

## 第二 基本理念

農林漁業者等による農林漁業及び )関連事 業 の総合化は、 それが農業者、 林業者及び 漁業者 0 所得 0 確

保を通じて 持続的, な農林漁業の生産 活動を可能とし、 地域経済に活力をもたらすとともに、 工 ネ ル ギ

源としての利用その他の農林水産物等の新たな需要の開拓等により地球 温 暖化の防止に寄与することが

期待されるものであることにかんがみ、 農山漁村 の重要な産業である農林漁業の六次産業化を促進する

ため、 地 域  $\widehat{\mathcal{O}}$ 自然的経済的社会的条件に応じ、 地域 E お け る創意工夫を生かしつつ、 農林漁業者等が 必

要に応じて農林漁業者等以外 の者の協力を得て農林水産物等及び農山漁村に存在する土地、 水その他 0

資源を有効に活用して主体的に行う取組に対して国が集中的かつ効果的に支援を行うことを旨として、

その促進が図られなければならないものとすること。

農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進に当たっては、 農林水産物等又はこれを原

材料とする新商品 の生産又は販売に関する新技術の導入が重要であることにか んがみ、 多様な主体によ

る当該新技術の研究開発及びその成果の利用が推進されなければならないものとすること。

(第二条関係

第三 定義

「農林漁業者等」とは、 農業者、 林業者若しくは漁業者又はこれらの者の組織する団体 (これらの者

が主たる構成員又は出資者(以下「構成員等」という。)となっている法人を含む。)とするものとす

ること。

「農林水産物等」とは、農林水産物及びその生産又は加工に伴い副次的に得られた物品のうち動植物

に由来するものとすること。

三 「六次産業化」とは、 農林水産物等及び農山漁村に存在する土地、 水その他の資源を有効に活用して

次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との融合

を図 る取 組であって、 農山漁村の 活性化に寄与するものとすること。

農林 漁業及び 関連事 業 の総合化」 とは、 農林漁業 の六次産業化を図るため、 単独又は共同 事 業と

 $\mathcal{O}$ 

兀

て農林 水 産 物等  $\mathcal{O}$ 生産 (農林· 水産 物等を新 商 品 0) 原 材料として利用するために必要な収集そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 農

林水産省令で定める行為を含む。 以下同じ。)及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動であっ

林水産物等の価値を高め、 又はその新たな価値を生み出すことを目指したものとすること。

五. 総合化事業」 とは、 農林漁業経営の改善を図るため、 農林漁業者等が農林漁業及び関連事 業

化 を行う事 業であって、 次に掲げ る措置を行うものとすること。

自らの 生産に係る農林 水 産物等 (当該農林漁業者等が 団 [体である場合にあっては、 その 構 成員等  $\dot{O}$ 

生 産に係る農林水産物等を含む。二において同じ。)をその不可欠な原材料として用いて行う新商

 $\mathcal{O}$ 開 発、 生産又は需要の開拓

- (\_\_) 自ら Ō 生産に係 る農林 水産物等について行う新たな販売の方式の導入又は 販売の方式 0 改善
- $(\Xi)$ 一及び二に掲げる措置を行うために必要な農業用 施設、 林業用的 施設又は 漁業用 施設の改良又は取得

の総合

新 規 の作物又は家畜の導入、 地域に存在する土地、 水その他の資源を有効に活用した生産 の方式 (T)

導入その他の生産の方式の改善

六 研 究 開 発 成果利品 用 事 業 とは、 次に掲げる研 究開 発及びその 成果の 利 用 を行う事業であって、 農

林 漁 業者等に よる農林漁 業 及び 関 連 事 業 0 総 合化  $\mathcal{O}$ 促 進に特に資するものとすること。

新商 品  $\mathcal{O}$ 原材料に適する新品種の育成、 土地、 水その 他の資源を有効に活用した生産の方式又は 農

林水産物等の生産又は販売の高度化に資する研究開発

林

水

産

物等

の生産に要する費用の低減に資する生産の方式

の開発、

品質管理

の方法の開

発その他

の農

新商 品  $\mathcal{O}$ 生産 に 要する費用  $\mathcal{O}$ 低 減 に資する生産  $\mathcal{O}$ 方式 又は機械  $\mathcal{O}$ 開 発、 밆 質管理  $\overline{\mathcal{O}}$ 方法 0 開 発その

他の新商品の生産又は販売の高度化に資する研究開発

七 産 地 連 携野菜供給契約」 とは、 農業者又は農業者 の組織する団体 (これらの者が主たる構成員等と

なってい る法人を含む。 以下同じ。 が指定野菜を原料若しくは材料として使用する製造若 しくは 加 工

 $\mathcal{O}$ 事 業又 は 指 定野菜 の販 売 0 事業を行う者との間 に お **,** \ て締結する指定野菜の 供給 に係る る契約 (複数  $\mathcal{O}$ 

産 地 0 農業者 又は農業者 0 組 織す る団体が連携して行う指定野菜の 供給 に係るものであって、 天候その

他やむを得ない事由により供給すべき指定野菜に不足が生じた場合に、これと同一の種別に属する指定

野菜を供給することを内容とするものに限る。)とするものとすること。 (第三条関係)

第四 基本方針

農林水産大臣は、 農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進に関する基本方針 ( 以 下

「基本方針」という。)を定めるものとすること。

基本方針においては、 農山漁村における六次産業化の推進に関する基本的な事項、 農林漁業者等によ

る農林漁業及び関連事業の総合化の 促進の意義及び基本的な方向、 総合化事業及び研究開発 成果利 用

事 業 の実施に関する基本的 な事 項 並びに農林漁業者等による農林漁業及び関連事 業の 総 合化 の促進 に 関

する重要事項を定めるものとすること。

農林水産大臣は、 経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、 基本方針を変更する

ものとすること。

(第四条関係)

第五 総合化事業計画の認定等

農林漁業者等は、 単独で又は共同 して、 総合化事業に関する計画 (当該農林漁業者等が団体である場

合にあっては、その構成員等の行う総合化事業に関するものを含む。以下「総合化事業計画」という。

)を作成し、これを農林水産大臣に提出して、 その総合化事業計画が適当である旨の認定を受けること

ができるものとすること。

総合化事業計画には、 認定を受けようとする農林漁業者等以外の者の行う措置に関する計画を含める

ことができるものとすること。

農林水産大臣は、 提出された総合化事業計画が基本方針に照らし適切なものであること等の要件に適

合するものであると認めるときは、 その認定をするものとすること。

匹 認定を受けた総合化事業計画 の変更及び認定 (変更の認定等を含む。) を受けた総合化事業計画

下 「認定総合化事業計画」という。) の認定の取消しについて規定すること。

(第五条及び第六条関係)

第六 研究開発・成果利用事業計画の認定等

研究開 発 成果利用事業を行おうとする者は、 単独で又は共同して、 研究開 発• 成果利用事業 に関す

る計 画 ( 以 下 「研究開発・ 成果利用事業計画」という。)を作成し、これを主務大臣に提出して、 その

以

研究開発・成果利用事業計画が適当である旨の認定を受けることができるものとすること。

主務大臣は、 提出された研究開発 ・成果利用事業計画が基本方針に照らし適切なものであること等の

要件に適合するものであると認めるときは、 その認定をするものとすること。

三

認定を受けた研究開

発

成果利

用事業計

画

の変更及び認定

(変更の認定等を含む。)

を受けた研

究開

発 · 成果利用事業計画 ( 以 下 「認定研究開発・成果利用事業計画」という。) の認定の取消 しについて

規定すること。

(第七条及び第八条関係

第七 農業改良資金融通法の特例

認定総合化 事 業計 画 に従 って行わ れる総合化事業 (以 下 「認定総合化事業」 という。 に農業改良措

置を支援するための措置が含まれる場合において、 当該措置に係る第五の二の農林漁業者等 以外 0 者

以 下 「促進事業者」という。)が当該措置を行うときは、 当該措置を農業改良措置とみなして、 農業改

良資金融通法の規定を適用するものとすること。

農業改良資金融通法第二条の農業改良資金であって、 第五 の一の認定を受けた農林 漁業者等 (当該農

林漁業者等が団体である場合におけるその構成員等及び促進事業者を含む。 以 下 「認定農林漁業者等」

が認定総合化事業を行うのに必要なものの償還期間は十二年以内、 据置期間は五年以内で株

式会社日本 政策金融公庫が定める期間とすること。

(第九条関係)

第八 林業・木材産業改善資金助成法の特例

認定総合化事業に林業・ 木 材産業改善措置を支援するための措置が含まれる場合において、 促進 事 業

者が当該措置を行うときは、 当該措置を林業・ 木材産業改善措置とみなして、 林業・木材産業改善資 金

助成法の規定を適用するものとすること。

林 業 • 木材産業改善資金助 成法第二条第 項の林業・木材産業改善資金であって、

が 認 定総合化事業を行うのに 必要なもの 0 償還期間 (据置 即間分 を含む。 以下同じ。) は十二年を超えな

1 範 囲内で政令で定める期間とすること及び据置期間は五年を超えない範囲内で政令で定める期間とす

ること。

(第十条関係)

第九 沿岸漁業改善資金助成法の特例

認定総合化事業に沿岸漁業改善資 金助 成法 の沿岸漁業の経営の改善を促進するために普及を図 |る必要

が あると認められる近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入を支援するための措置が含ま

認定農林漁業者等

れる場合において、 促進事業者が当該措置を行うときは、 当該措置を行うのに必要な資金で政令で定め

るものを、それぞれ沿岸漁業改善資金助成法第二条第二項の経営等改善資金のうち政令で定める種 類  $\widehat{\mathcal{O}}$ 

資金とみなして、同法の規定を適用するものとすること。

定農林漁業者等が認定総合化事業を行うのに必要なものの償還期間は、 その種類ごとに、十二年を超え

沿岸漁業改善資金助成法第二条第二項の経営等改善資金のうち政令で定める種類の資金であって、

認

ない範囲内で政令で定める期間とすること及び据置期間は、 その種類ごとに、 五年を超えない範囲内で

政令で定める期間とすること。

(第十一条関係)

## 第十 農地法の特例

認定農林漁業者等又は認定研究開発・成果利用事業者 (第六の一の認定を受けた者をいう。 以下同

が認定総合化事業計画又は認定研究開発・成果利用事業計画に従って農地を農地以外のものにする場合

には、 農地法第四条第一項の許可があったものとみなすもの等とすること。

(第十二条関係)

# 第十一 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の特例

認定総合化事業計画に従って行われる草地の形質の変更であって、 酪農及び肉用牛生産の振興に関する

法律 の規定による届出をしなければならないものについては、 当該規定による届出をしたものとみなすも

の等とすること。

(第十三条関係

第十二 都市計画法の特例

市 街 化 調調 整区 域 内 に お 1 て認定総合化事業計 画に従って行われる開発行為は、 都市 計画法第三十四

規定の適用については、 同条第十四号に掲げる開発行為とみなすもの等とすること。 (第十四条関係

第十三 食品流通構造改善促進法の特例

食品 流通構造改善促進機 構が、 食品 の製造等の事業を行う認定農林漁業者等又は認定研究開 発 成果利

用事 ·業者が実施 する認定総合化事 業又は認定研究開 発 成果利 用事業計 画 に従って行わ れ る研 究開 発 成

果利 用 事業 (以 下 「認定研究開 発• 成果利用事業」という。) に必要な資金の借入れに係る債務を保 証 す

ること等の業務を行うことができるものとすること。

(第十五条関係

第十四 野菜生産出荷安定法の特例

認定総合化事業計画 に従って産地 連 !携野菜供給契約に基づく指定野菜 の供給 の事業を行う認定農林 漁業

者等については、 当該認定農林漁業者等を登録生産者とみなして、 野菜生産出荷安定法第十二条の規定を

適用するものとすること。

(第十六条関係

第十五 種苗法の特例

農林 水産大臣 は、 認定研究開 発• 成果利用事業の成果に係る出願 品 種 に関する品 種登録出 願 12 ついて、

その 出 願者が 定の 要件を満たす者であるときは、 出願料を軽減 又は免除することができるもの等と

すること。

(第十七条関係

第十六 国等の施策等

国及び地方公共団体は、 農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化を促進するため、 情 報  $\mathcal{O}$ 

提供、 人 材 の育成、 研 究開 発  $\mathcal{O}$ 推進及びその成果の普及その他の必要な施策を総合的に推進するよう努

めるものとすること。

国は、 農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化と併せて、 農林漁業者等以外の者による農

林漁業及び関連事業の総合化及び農山漁村に存在する土地、 水その他の資源を有効に活用した新たな事

業の 創出を促進することが、 農山 漁村における六次産業化を推進 Ĺ 農山 漁村 における雇用 機 会の 創 出

その 他農山 漁村の活性化に資する経済的社会的効果を及ぼすことにかんがみ、 関係省庁. 相 互間 の連 携を

図りつつ、この法律に基づく措置及びこれと別に講ぜられる農山漁村の活性化に資する措置を総合的か

つ効果的に推進するよう努めるものとすること。

(第十八条関係)

三 玉 は、 認定総合化事業又は認定研究開発 ・成果利用事業に必要な資金の確保に努めるものとすること。

(第十九条関係

匹 国は、 認定総合化事業又は認定研究開発・成果利用事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うも

のとすること。

(第二十条関係

第十七 報告の徴収及び罰則

認定総合化事業計 画又は認定研究開 発 ・成果利用事業計画の実施状況に係る報告徴収及び報告義務違反

に対する罰則について必要な規定を設けること。

(第二十一条及び第二十四条関係

第十八 主務大臣等

(第二十二条関係

第十九 権限の委任

この法律における主務大臣等について定めること。

この法律に規定する農林水産大臣及び主務大臣の権限は、 農林水産大臣の権限にあっては農林水産省令

で定めるところにより地方農政局長又は北海道農政事務所長に、主務大臣の権限にあっては主務省令で定

めるところにより地方支分部局の長に、それぞれその一部を委任することができるものとすること。

(第二十三条関係)

### 附則

この法律は、 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するもの

とすること。

(附則第一条関係

二 政府は、この法律の施行後五年以内に、 この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認

めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすること。 (附則第二条関係)

- 13 -